

町内会加入促進動画SNS広告設定業務仕様書

1 業務名

町内会加入促進動画SNS広告設定業務

2 業務の概要

若い世代の町内会加入や活動への参加促進を図るため、鹿児島市町内会加入促進動画を用い、指定のSNSでのターゲティング広告を実施する。

3 委託期間

契約の日から令和7年3月31日（月）まで

4 広告設定期間

令和6年12月1日（日）から令和7年3月31日（月）まで

5 業務の内容

(1) InstagramとYouTubeの2媒体にて、ターゲティング広告の設定及び管理を行うこと。なお、1月あたりの広告配信費用は、1媒体110,000円（税込み）とする。

① Instagram

- ・本市町内会加入促進動画を用い、広告の設定及び管理を行うこと。なお、広告配信面や投稿内容の詳細については発注者の確認を受けること。
- ・広告は以下のターゲティング設定を行うこと。
 - a. 性別 全て
 - b. 年齢 20歳～39歳
 - c. 地域 鹿児島県鹿児島市

② YouTube

- ・本市町内会加入促進動画を用い、広告の設定及び管理を行うこと。なお、動画広告フォーマットや投稿内容の詳細については発注者の確認を受けること。
- ・広告は以下のターゲティング設定を行うこと。
 - a. 性別 全て
 - b. 年齢 18歳～44歳
 - c. 地域 鹿児島県鹿児島市

(2) 効果検証の実施として、SNS広告のクリック数や動画再生回数などを毎月1回報告すること。また、広告設定終了後は、広告配信の効果検証を行い、業務期間内に報告書を提出すること。

6 注意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、業務に精通した経験者等SNSでの広告配信について理解している人材を充てること。
- (2) 本委託契約で得られた成果に係る一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- (3) 広告の配信内容や方法等について、配信前に発注者の確認を受けること。修正があるときは、変更指示を受け、修正した内容について再度発注者の確認を受けること。
- (4) 5(2)の報告の内容に関して疑義が生じた場合、発注者はその都度協議する場を設けることがある。
- (5) 本仕様に記載されていることを実現するための一切の費用は、本業務委託料に含まれる。

- (6) 業務の一部を再委託する場合は、事前に鹿児島市の承諾を得ること。
- (7) 広告の掲載内容に誤りがないよう十分注意すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その決定に従うこと。詳細について発注者と十分に協議・調整を行いながら業務すること。